

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」によるガス料金の値引きについて

白根ガス株式会社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に参画するため、2022年12月8日に申請を行い、同12月16日付で補助金の交付決定通知を受領しました。

これにより、当社の都市ガスをご使用いただくすべてのお客様を対象に、2023年2月検針分から2023年10月検針分において、国が定める値引き単価を踏まえてガス料金を算定いたします。

なお、お客様自身によるお手続きや当社へのご連絡の必要はございません。

(1) 対象期間、値引き単価

2023年2月検針分から10月検針分までの期間、以下のとおりに値引きします。

対象期間	値引き単価
2023年2月検針分から9月検針分	1㎡あたり30円(税込)
2023年10月検針分	1㎡あたり15円(税込)

(2) 算定方法

対象期間におけるガス料金の算定方法は、以下のとおりです。

$$\text{ガス料金} = \text{基本料金} + \text{従量料金}$$

(基準単位料金 ± 原料費調整額 - 値引き単価) × ご使用量

※ 値引きを踏まえた毎月の従量料金単価については、当社ホームページ及び検針時に配布する検針票「ガスご使用量のお知らせ」でもお知らせします。

※ 単位:円(税込み)

(3) 標準的なご家庭における値引き額

当社における標準的なご家庭のご使用量45㎡で計算した値引き額<参考額>は、以下のとおりです。

対象期間	値引き額
2023年2月検針分から9月検針分	1月当たり1,350円(税込)
2023年10月検針分	1月当たり675円(税込)

(4) 電気・ガス価格激変緩和対策事業について

国が指定する値引き単価によりお客さまの使用量に応じたガス料金の値引きを行った事業者に対して、その原資を国が支援するものです。詳細につきましては、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

以上

<当社お問い合わせ窓口>
白根ガス株式会社 営業部
TEL 0256-61-7511